

(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の一部改正)
 第二百三十九条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。
 第三条第一項第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
 (外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正)
 第二百四十条 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部を次のように改正する。
 第九条第一項中「各営業所又は各事務所(法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。)の所在地」を「本店又は主たる事務所の所在地を管轄する」に改め、同項ただし書中「外国会社であるときは」を「外国法人であるときは、外国会社にあっては、所在地」の「所在地」を「所在地」、その他他の外国法人にあっては各事務所の所在地を管轄するに改める。
 (総合法律支援法の一部改正)
 第一百四十二条 総合法律支援法(平成十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
 第一百四十三条 第三十一条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。
 (破産法の一部改正)
 第一百四十二条 破産法(平成十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
 第十九条第一項第一号を次のように改める。
 一般社団法人又は一般財団法人 理事
 第四十五条第一項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。
 第一百四十九条第一項中「当該破産者が社団法人である場合には主務官庁の認可を得て」を「定款その他の基本約款の変更に関する規定に従い」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第百五十七条第一項中「各営業所又は各事務所(法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。)の所在地」を「本店又は主たる事務所の所在地を管轄する」に改め、同項ただし書中「外国会社であるときは」を「外国法人であるときは、外国会社にあっては、所在地」の「所在地」を「所在地」、その他他の外国法人にあっては各事務所の所在地を管轄するに改め、同条第八項中「各営業所又は各事務所(法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地を管轄する)」を「本店又は主たる事務所」に改める。
 (裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正)
 第一百四十三条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。
 第八条第一項第一号及び第十三条第一項第三号中「寄付行為」を削る。
 (会社法の一部改正)
 第一百四十四条 会社法の一部を次のように改正する。
 第三百三十一条第一項第三号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)」に改める。
 第九百四十三条第一号中「並びに信託業法第五十七条第六項」を「信託業法第五十七条第六項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)」に改める。
 第二百四十五条 前条の規定による改正後の会社法(以下この条において「新会社法」という。)第三百三十五条第一項(新会社法第三百三十五条第一項、第四百一十条第四項及び第四百七十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧中間法人法の規定(第一章第二節の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものみなす。

(信託法の一部改正)

第一百四十六条 信託法(平成十八年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一百四十七条 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一百四十七条第一項第三号中「及び支店又は従たる事務所の所在地」を「の所在地(外国法人にあっては、各事務所の所在地)」に改める。

第五章 外務省関係

(独立行政法人国際協力機構法の一部改正)

第一百四十八条 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一百四十九条の二十五第三項中「民法第四十四条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条」に改める。

(國民生活金融公庫法の一部改正)

第一百四十九条 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

(閉鎖機関令の一部改正)

第一百四十八条 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一百四十九条の二十五第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

(第六章 財務省関係)

(閉鎖機関令の一部改正)

第一百四十八条 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一百四十九条の二十五第三項中「民法第四十四条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条」に改める。

(第九条の一部改正)

第一百四十九条 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第一百四十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、公庫について準用する。

(第十五条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える)

第十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、公庫について準用する。

(税理士法の一部改正)

第一百五十条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(第十四条の十一に次の一項を加える)

第十四条の十一に次の一項を加える。

(税理士法の一部改正)

第一百五十二条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第一百五十三条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第一百五十四条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第一百五十五条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第一百五十六条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第一百五十七条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第一百五十八条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第一百五十九条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第一百六十条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(税理士法の一部改正)

第一百六十一条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。